

6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進

(1) 不登校の子どもに対する取組の充実

不登校やいじめ・ネットトラブルなどの課題の解決に向けて、家庭や関係機関の理解と協力を得ながら、学校が組織的に対応することにより、子どもの「心の居場所」となる学校づくりを行います。

校外においては、不登校の子どもが学校復帰や社会的自立に向けて安心して、元気をとり戻すことのできる居場所づくりを進めます。

また、教職員が不登校に関する正しい知識を持ち、適切な指導・助言を行うことができるよう、研修の一層の充実に取り組みます。

さらに、学級担任が一人に対応するのではなく、学校が組織として対応したり、児童相談所、医療機関などの関係機関と連携するなどし、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

(ア) 教職員の資質向上を図る研修の充実

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
生徒指導総合研修 (生徒指導推進室)	生徒指導主任・主事を対象に、生徒指導上の諸課題の解決を推進していくために、校内体制を整備し、機能的な生徒指導を積極的に推進するための専門的・実践的な研修を行い、資質向上及び校内研修の充実を図ります。 (高校・特別支援学校教員は希望参加)	412

(イ) 組織的な支援体制の充実

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
生徒指導・進路指導総合推進事業 (教育相談員配置) (生徒指導推進室)	定時制3部制と通信制を併置する宍道高校に「教育相談員」を配置し、不登校・中途退学・問題行動等の課題を抱える生徒や保護者への早期対応、未然防止といった視点で中学校や家庭・関係機関との連携強化を図りながら調査研究を行います。	2,367
スクールソーシャルワーカー活用事業 (生徒指導推進室)	児童生徒が置かれた様々な環境の問題に対処するため、関係機関と連携・調整するコーディネーターや校内の体制づくりを行います。 ※松江市・出雲市・益田市・津和野町 計4市町	12,884
連絡調整員配置事業 (生徒指導推進室)	東部は宍道高等学校に2名、西部は浜田高等学校定時制に2名の連絡調整員を配置し、中学校卒業直後及び高校中退直後における、不登校による引きこもりや家居などの生徒について掌握し、社会参加へ向けての連絡調整を行います。	3,768
学びの場を支える非常勤講師配置事業 (学びいきいきサポート事業)(自学教室等活用) (義務教育課)	不登校児童生徒等への自学教室などでの学習等の個別指導や、そうした指導を行う教員の授業の代替のため、退職教員等の外部人材を非常勤講師として配置し、個々の状況に応じた支援を充実します。	192,100 (P15・21の再掲)

(ウ) 教育相談体制の充実

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
スクールカウンセラーの配置 (生徒指導推進室)	学校の教育相談体制を強化するために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士、精神科医をスクールカウンセラーとして、平成7年度から県内の学校に配置しているが、平成13年度からは、国の補助事業として、中学校を中心に配置を進めています。平成22年度の配置については、74小学校、99中学校及び43高等学校に59名のスクールカウンセラーを配置しています。 なお、スクールカウンセラーを配置した拠点校区内の小学校や近隣の中学校を対象校とし、合計では、県内の全ての中学校（分校を除く）や高等学校を含む216の小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置したことになります。 さらに、平成19年度より対象校以外の小学校でも相談できる体制としています。	(国の補助事業) (94,673)
中学校クラスサポートティーチャーの配置 (生徒指導推進室)	中学校進学に伴う生活環境や学習環境の急激な変化（いわゆる「中一ギャップ」）に対応するため、大規模中学校の第一学年の学級に非常勤講師を配置し、不登校の未然防止を図ります。 ※第1学年の学級数が3学級以上、かつ1学級31人以上の学校の中で、特に非常勤講師を配置して対応する必要がある学校（20学校40名配置）	90,400
不登校未然防止実践モデル地域指定事業 (生徒指導推進室)	不登校等の未然防止の視点から、児童生徒、学級集団の状況についてより客観的な把握をするための方法（質問紙「Q-Uテスト」）を取り入れ、校内の組織的な対応のもと学級経営の見直しを図るなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の一層の活用を推進します。	3,084
電話による相談体制の充実 (教育センター)	いじめをはじめとする悩みなどの相談を受ける「いじめ110番」を島根県教育センター及び同浜田教育センターに開設し、いじめ等の相談に応じている。また、保健体育課が主管し、育児に関する悩みなどの相談を受ける「すこやか育児テレホン」、県警が実施する「ヤングテレホン」、中央児童相談所が実施する「子どもと家庭電話相談」、民間が実施する電話相談などとの連携を図ることにより、電話による相談体制を充実します。	16,167

(エ) 多様な学びの場や居場所の充実

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教育支援センター等の運営支援 (生徒指導推進室)	教育支援センターへの運営支援を行うことにより、不登校の子どもが集団生活や学習を行うための様々な機会を充実します。 県内には、不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活に適應できるようにすることを目的とした教育支援センターが、11市町（①松江市、②安来市、③出雲市、④雲南市、⑤大田市、⑥江津市、⑦浜田市、⑧益田市、⑨斐川町、⑩邑南町、⑪隠岐の島町）に設置してあります。	25,500

生徒指導・進路指導総合推進事業 (指導員配置) (生徒指導推進室)	不登校傾向・不登校児童生徒に対して、学校や家庭との連携強化を図りながら指導員を効果的に活用します。不登校児童生徒のニーズに応じた活動を行い、居場所の提供を目的とした民間施設（フリーダス【松江】りべろ【浜田】）に配置しています。	600
魅力ある学校づくり調査研究事業 (国立教育政策研究所委嘱事業)	平成22・23年度推進指定地域 隠岐の島町立西郷中学校	1,023
心のかげ橋支援事業（家庭に閉じこもっている子どもの支援） (生徒指導推進室)	子どもが安心して過ごせる居場所を開設したり家庭訪問を行ったりして、一人一人の心身の状況や興味関心に応じた学習や体験活動の場を提供することにより、行動範囲や活動を広げるきっかけづくりを行います。	10,852

※ 生徒指導の重点

生徒指導の目的は、すべての児童生徒が社会の一員として個性の伸長を図ることを目指すところにあります。平成22年度は、特に次の諸点を重点目標とし、各学校における望ましい生徒指導の推進を図っていきます。

(あ) 指導方法の工夫改善

- ・「集団の力を高める」ための取組について、研究の深化と具体的な実践方法の追求をします。
- ・特別支援教育との関連を理解するため、研修内容の工夫を行い、教職員の指導力の向上を目指します。

(い) 関係機関等との連携の推進

児童相談所等児童福祉施設、警察等の関係機関、PTA、青少年団体などの関係団体や地域住民との連携を一層強化します。

① 生徒指導体制の確立

- (あ) 各学校における全教育活動について、その在り方を見直し、積極的な生徒指導の推進を図ります。
- (い) 各学校におけるいじめ等の問題行動や不登校への対応として教育相談の体制・方法を検討し、その強化を図ります。
- (う) 各教育事務所の指導主事兼生徒指導専任主事の活動により、各管内の生徒指導の改善充実、生徒指導に関する小・中・高・特の連携強化及び関係諸機関との連携の充実強化を図ります。
- (え) 生徒指導専任教員（8名）の活動の一層の充実を図ります。
- (お) 必要と認められる学校に児童生徒支援加配教員（82名）の配置等を行うとともに、生徒指導の充実を図るために中学校に教員を加配（8名）し、指導体制の強化を図ります。
- (か) 高等学校に非常勤講師を配置して、生徒指導主事の負担を軽減し、生徒指導の充実強化を図ります。
- (き) 「小学校生徒指導の手引」、「中学校生徒指導の手引」、「高等学校生徒指導の手引」等の資料の校内研修等における活用を図ります。

② いじめ問題への対応

いじめ問題への対応を図るため、実態調査を行うとともに、平成16年3月に作成し教職員に配布した「いじめ問題対応の手引」の活用を図っています。また、島根県教育センター

及び同浜田教育センターに「いじめ110番」を開設していますが、今年度も引き続いて、いじめ等の問題の相談に応じています。

③ 不登校への対応

- (あ) 教職員の不登校に対する正しい認識と、対応能力向上のために平成15年3月に作成し、全教職員に配布した「不登校対応の手引き」の活用を図るとともに、全小・中学校の生徒指導担当教員1名ずつを対象として「生徒指導総合研修」を実施することにより、各学校における校内研修の充実につなげることをとしています。
- (い) 教育支援センターを開設している11市町に対してその開設・運営のための経費の一部について助成を行います。
- (う) 家に閉じこもっていることの多い児童生徒を主な対象として、該当児童生徒が安心して過ごせる居場所空間を一定期間開設し、ニーズに応じた支援環境を提供することで、不登校児童生徒が家から外に行動範囲を広げるきっかけになることを期待して、「心のかけ橋支援事業」を松江・出雲・浜田・益田・隠岐の県内5か所の教育事務所管内ごとに実施しています。

④ 「児童の権利に関する条約」の啓発

各学校においては、「児童の権利に関する条約」の批准以来、これまで、校内研修等を利用して条約に係る教職員の認識を高めるとともに、児童生徒及び保護者への啓発に努めてきました。

県教育委員会では、小・中学校及び県立学校の児童生徒向けの啓発資料を作成しており、平成20年度からはホームページ上に掲載し、児童生徒及び保護者に対し本条約の原則及び規定の一層の啓発を図ることとしています。

⑤ 地域ぐるみの生徒指導の推進

児童生徒の健全育成を図るために、学校、家庭及び地域社会が一体となった相互補完的な指導体制をつくり、児童生徒の自主性や社会性を培うとともに、有機的・実効的な指導を推進します。

⑥ 学校と警察及び児童相談所等の連携推進

平成21年7月に、鳥根県教育委員会と鳥根県警察本部・健康福祉部・環境生活部及び私学連盟が「子どもの自立支援と安全な環境確保に向けた連携に関する覚書」を締結しました。この覚書は、子どもの自立支援と安全な環境確保のため、犯罪行為や児童虐待の防止と非行問題等の解決について、特に学校と警察及び児童相談所等が、緊密な連携の下で効果的な対応を図ることを目的としています。

(2) 特別支援教育の充実

特別な支援の必要な子どもが自立し主体的に社会参加するためには、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うことが大切です。

そのため、特別支援教育を推進するための校内体制を確立し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成・活用するとともに、市町村教育委員会や教育事務所単位で設置している広域特別支援連携協議会の相談支援体制の活用や医療・福祉・労働等の関係諸機関を活用した指導・支援を推進します。また、特別支援学校においては、地域における特別支援教育のセンター

としての役割に努め、幼稚園、小学校、中学校又は、高等学校等の要請により、必要な助言や援助を行います。また、社会的・職業的自立をめざした職業教育や進路開拓の充実を図ります。

なお、生徒急増への対応や、専門性・独自性を十分発揮しながら、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育室を高校教育課の内室から外室化とし、体制の強化を図りました（平成22年4月）。

ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
特別支援教育サポート事業 (特別支援教育室)	特別支援学校の教育課程の改善・充実や医療的ケアの充実を行います。	685
特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業） (義務教育課)	小学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等発達障がいのある児童に対して、生活や学習上の困難を克服するために必要な支援を行うための非常勤講師を学校に配置します。	158,201

② 就学指導の充実

あ) 県就学指導委員会の充実

就学指導を適正かつ効果的に行うため、県就学指導委員会の充実を図るとともに、市町村教育委員会で教育措置の判定が困難な事例等も、県就学指導委員会において検討を行います。

い) 市町村就学指導委員会の充実

県就学指導委員会の活動と相まって、市町村における就学指導体制の充実が必要であり、リーフレット「お子さまの就学のために」を作成・配布し、市町村教育委員会担当者会を開催しながら、就学指導に係る業務の周知徹底を図っています。今後も、各市町村の就学指導委員会が充実するよう、県教育委員会と市町村教育委員会が一層緊密な連携を図る必要があります。

う) 巡回就学相談会の開催

特別な支援の必要な就学前児の保護者に対して、就学に関する相談会を実施し、情報提供等を行いながら、適切な就学がなされるよう支援をするため、昭和56年度から、県内各地を会場に開催しています。

③ 指導体制の充実

近年、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応が課題となっていることから、平成17年度から各教育事務所には、それまでの特別支援教育専任教員の配置に替え、特別支援教育担当指導主事を、島根県教育センター浜田教育センターには特別支援教育担当指導主事を配置しています。

④ 特別支援学校における教育の充実

あ) 障がいの重度・重複化、多様化

近年、特別支援学校に就学する幼児児童生徒の障がいの状況は、重度・重複化、多様化の傾向にあり、一人一人の障がいの種類や程度、能力や適性をきめ細かくとらえ、教育的

ニーズを把握し、適切な教育課程の編成と「個別の指導計画」の作成、指導方法の改善・充実が必要です。

(い) 訪問教育

障がいの状態が重度あるいは重複し、通学して教育を受けることが困難な児童生徒への教育（訪問教育）については、障がいの状態や体調を考慮しつつ可能な限り学習の機会を保障していくこととしています。また、訪問教育においては、病気療養中の児童生徒もその対象とし、入院中であっても教育的空白が生じないように配慮しながら、その教育の充実に努めています。

(う) 医療的ケア

平成12年9月から、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する緊急性の高い学校に看護師免許を有する常勤講師を配置しています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に安心して学習できるようにするため、平成17年3月には「島根県医療的ケア実施体制ガイドライン」を刊行し、必要な校内体制の指針を示しました。

(え) 今後の特別支援教育

今年度は、現状の様々な課題に対処していくため「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」を立ちあげ、各方面の委員からの意見を踏まえた上で今後の進むべき方向としての基本計画を策定し、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関が一層緊密な連携を図り、教育の充実に努めていくことにしています。

⑤ 特別支援学級等における教育の充実

(あ) 障がいの多様化

特別支援学級に在籍する児童生徒についても障がいの状況が多様化の傾向にあり、1学級当たりの在籍児童生徒数は少人数化が顕著です。自閉症・情緒障がい特別支援学級においては、その設置数が年々増加しています。

このため、就学指導、教育措置の判断等を適切に行うとともに、保護者の信頼と期待にこたえる特別支援学級づくりを目指して努力し、適切な指導と必要な支援を行っていくことが必要です。

(い) 通級指導教室・院内学級

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対しては、「通級指導教室」を開設して指導を行っており、今後も、その一層の充実を図るよう努めます。

また、慢性疾患等病気療養のために、一定期間の入院加療が必要な児童生徒に対しては、その病状に応じて教育が受けられるように、平成8年度から、病気療養特別支援学級（いわゆる院内学級）を開設し、指導にあたっています。

(う) 開かれた特別支援教育

障がい等のある児童生徒一人一人の「生きる力」を培うため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程の編成、「個別の指導計画」の作成及び実施、評価を行い、指導方針の工夫・改善に努めることが必要です。特に、特別支援学級等が小・中学校に設置されていることの意義を認識し、交流及び共同学習を推進する中で「共生社会」の実現の基礎を培うことが重要です。

さらに、家庭や、地域社会、関係諸機関との連携が必要であり、その点から「個別的教育支援計画」の作成を一層推進します。

⑥ 特別支援教育推進体制の整備・充実

平成22年度は文部科学省より「特別支援教育総合推進事業」を委託事業として受け、特別支援教育体制の総合的な推進を県内全体で実施しています。

⑦ 教育課程の研究

平成20年3月の特別支援学校学習指導要領の改訂に伴い、平成21年度に島根県教育課程審議会に対し「望ましい教育課程の編成について」の諮問を行い、「望ましい教育課程の編成について」の答申を出すこととしています。

また、この答申を受け、「教育課程編成の手引き」を作成することとしています。

⑧ 理解・啓発の推進

特別支援教育関係者はもとより、保護者や地域社会の人々の障がいのある児童生徒及びその教育に対する正しい理解と協力を得るため、特別支援教育関係団体との連携を一層強化し、理解・啓発のための各種事業の積極的な推進に努めます。

また、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習が各学校においてより一層推進され、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目指します。

(イ) 社会的・職業的自立の促進

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
特別支援学校進路開拓推進事業(あいワーク) (特別支援教育室)	社会の変化や障がいの多様化に応じた進路指導の充実、職業教育、進路開拓、卒後支援を行います。	2,908

② 進路指導の充実

障がい等のある生徒の進路指導は、その障がいの状態や適性等を踏まえた指導により、積極的に社会参加、自立する態度の育成に努め、特に生徒の進路決定に当たっては、福祉、労働等の関係諸機関との緊密な連携を一層図ります。

(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
特別支援学校センター的機能充実事業 (特別支援教育室)	地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等からの要請に応じた情報提供・助言を行います。	1,218

② 専門教員の養成・確保

(あ) 長期研修派遣

県の課題に基づき専門的研修を行い、県の特別支援教育の振興に寄与するとともに、今後の特別支援教育に関する指導的立場に立つ者を養成するため、現在、特別支援教育を担当している教員はもとより、それ以外の教員からも広く人材を求め、1年間島根県教育セ

ンター等に長期研修生として派遣しています。

また、各種障がい種別ごとの専門的研修を深めるため、国立特別支援教育総合研究所へ2か月間専門研修生として派遣しています。

(い) 教員研修の充実

受講者のニーズを把握し、幼児児童生徒への具体的な支援につながる講義や演習・協議を行い、特別支援教育に関する専門性・指導力の向上を図ります。

(う) 免許法認定講習の開催

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、一種及び二種免許状の取得に必要な単位の修得及び現職教員の資質の向上を図るため、講座を開設します。

(え) 教育研究団体の研究報告活動の充実

各学校における校内研修の充実とともに、各教育研究団体において活発な研究活動が進められてきました。

今後、一層大きな効果を上げるために、研究課題を明確にし、今日的な課題に即して、より実践的な研究が推進されるよう指導・助言に努めます。

7 教育ビジョン21を推進するうえで基盤となる取組

(1) 県民と一体となった教育行政の推進

平成20年3月に改訂を行った「しまね教育ビジョン21」に基づいた教育施策の目的・内容などについて、県民に積極的に広報を行うとともに、平成14年度に条例制定した「しまね教育の日」の活用を通じた広報・広聴活動を実施します。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教育ビジョン進行管理事務 (総務課)	「しまね教育ビジョン21」に基づき、特色ある島根の教育を推進するため、外部有識者で構成する審議会を開催しビジョンの進行管理を行います。	636
教育広報・広聴事務 (総務課)	「教育しまね」の発行による県教育行政の施策紹介や、教育に関する統計資料をまとめた「島根の教育」などを発行し、広く県の教育行政の広報活動を実施します。また、インターネットを通して教育行政施策の紹介や活動内容を随時紹介します。 【発行する印刷物等】 ・「教育しまね」(A3版、施策紹介) ・「島根の教育」(A4版、施策・事業、統計資料など)	教育しまね 1,080 島根の教育 750
しまね教育の日推進事業 (総務課)	「しまね教育の日(11月1日)」及び「しまね教育ウィーク(11月1日から11月7日)」に、教育を考える場を集中的に設けることにより、地域、家庭、行政が一体となって教育に携わることを目的にした啓発のための事業を実施します。	30